

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（特定の者）3号研修について

1. 受講対象者

老健、特養、グループホーム、障害者支援施設等、居宅サービス事業等に就業している介護職員等で以下の条件をすべて満たす者（医療機関を除く）

- ①介護福祉士または、同等の知識等を有する者として事業所の長が推薦した者
- ②実地研修対象者の同意が得られること
- ③実地研修先を確保できること（勤務先等に指導看護師がいる、もしくは、指導を受けられる施設等に事前に研修の了解を得ていること）



2. **受講定員**：10名 *定員に達した時点で募集を終了致します。

3. 会場

生活介護ハナミズキ 上尾市大谷本郷232-2（J R川越線西大宮駅から送迎します）

4. 研修日程及び内容

≪基本研修（講義、演習）≫

日程	時間	項目		担当講師
4月27日 (土) 1日目	9:00 ～ 11:00	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	(1) 障害者総合支援法と関係法規 (2) 利用可能な制度 (3) 重度障害児・者等の地域生活 等	藤本 真二
	11:10 ～ 12:10	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	【喀痰吸引】 (1) 呼吸について (2) 呼吸異常時の症状、緊急時対応 (3) 人工呼吸器について (4) 人工呼吸器に係る緊急時対応 (5) 喀痰吸引概説 (6) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 (7) 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 (8) 喀痰吸引の手順、留意点 等	
	13:10 ～ 15:10	緊急時の対応及び危険防止に関する講義		
	15:20 ～ 17:20	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	【経管栄養】 (1) 健康状態の把握 (2) 食と排泄（消化）について (3) 経管栄養概説 (4) 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 (5) 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 (6) 経管栄養の手順、留意点 等	
5月3日 (金) 2日目	9:00 ～ 10:00	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	(1) 健康状態の把握 (2) 食と排泄（消化）について (3) 経管栄養概説 (4) 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 (5) 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 (6) 経管栄養の手順、留意点 等	藤本 真二
	10:30～ 11:30	演習	(1) 口腔内の喀痰吸引 (2) 鼻腔内の喀痰吸引 (3) 気管カニューレ内部の喀痰吸引 (4) 胃ろう（腸ろう）による経管栄養 (5) 経鼻経管栄養	藤本 真二
	13:00～ 13:30	試験前説明		事務職員
	13:30～ 14:00	筆記試験（出題数20問）		藤本 真二
	14:00～ 14:30	採点		事務職員 藤本 真二
	14:30～ 15:00	合格発表		事務職員 藤本 真二

《基本研修（現場演習）及び実地研修》

日程	時間	項目	担当講師
3日目	8:30 ～ 10:00	現場演習	藤本 真二
	10:00 ～ 17:00	○口腔内の喀痰吸引 ○鼻腔内の喀痰吸引 ○気管カニューレ内部の喀痰吸引	藤本 真二
4日目 ～	9:00 ～ 16:00	○胃ろう（腸ろう）による経管栄養 ○経鼻経管栄養	藤本 真二

※ 実地研修は、対象者自宅において、基本研修修了後から1か月以内をめぐりに実施（日程は利用者・指導担当講師と調整）

5. 受講費用

研修区分	内容	料金	備考
基本研修	講義、シミュレーター演習	30,000円(税別)	テキスト代、保険料含む
実地研修 *自施設で実施する場合、 実地研修の料金は発生し ません。	喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・ 気管カニューレ内部）	5,000円(税別)	利用者1名毎の料金
	経管栄養（胃ろう又は腸ろ う・経鼻）	5,000円(税別)	利用者1名毎の料金

*自施設にて実地研修を行う場合は、基本研修料金のみの金額となります。

*社会福祉法人ねがいの杜法人内の職員は、無料にて受講できます。

*実地研修を行うためには、別途、医師の指示書代が必要です。

6. 申込み方法

必要書類に必要事項を記入の上、期日までにホームページから E-mail にてお申込みください。募集定員に達した時点で申込み受けを終了いたします。

<必要書類>

- ①受講申込書（必須） ②受講確認書（必須） ③一部履修免除の申出書（該当者のみ）

7. 受講者の承認・受講料の支払方法

受講申込み終了後、定員の範囲内で承認し、申込者に受講決定の通知を致します。その際あわせて受講料の振込先をお知らせします。

8. 注意事項

- ① 受講定員を達した時点で受付を終了し、受講決定通知を郵送いたします。
- ② 実地研修は、勤務する事業所または利用者自宅等で実施することを原則とします。
- ③ 研修の全過程を修了した受講者には修了証を交付します。
- ④ 本研修修了者には主催者より「修了証」を発行致しますが、実際に喀痰吸引等の業務（認定特定行為業務）を行うためには、修了証受領後に、各自埼玉県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請をする必要があります。

<お申込み・お問合せ>

社会福祉法人ねがいの杜 本部事務局担当：藤本

電話：048-626-1909 FAX：048-776-9640 Eメール：info@negainoie.or.jp